

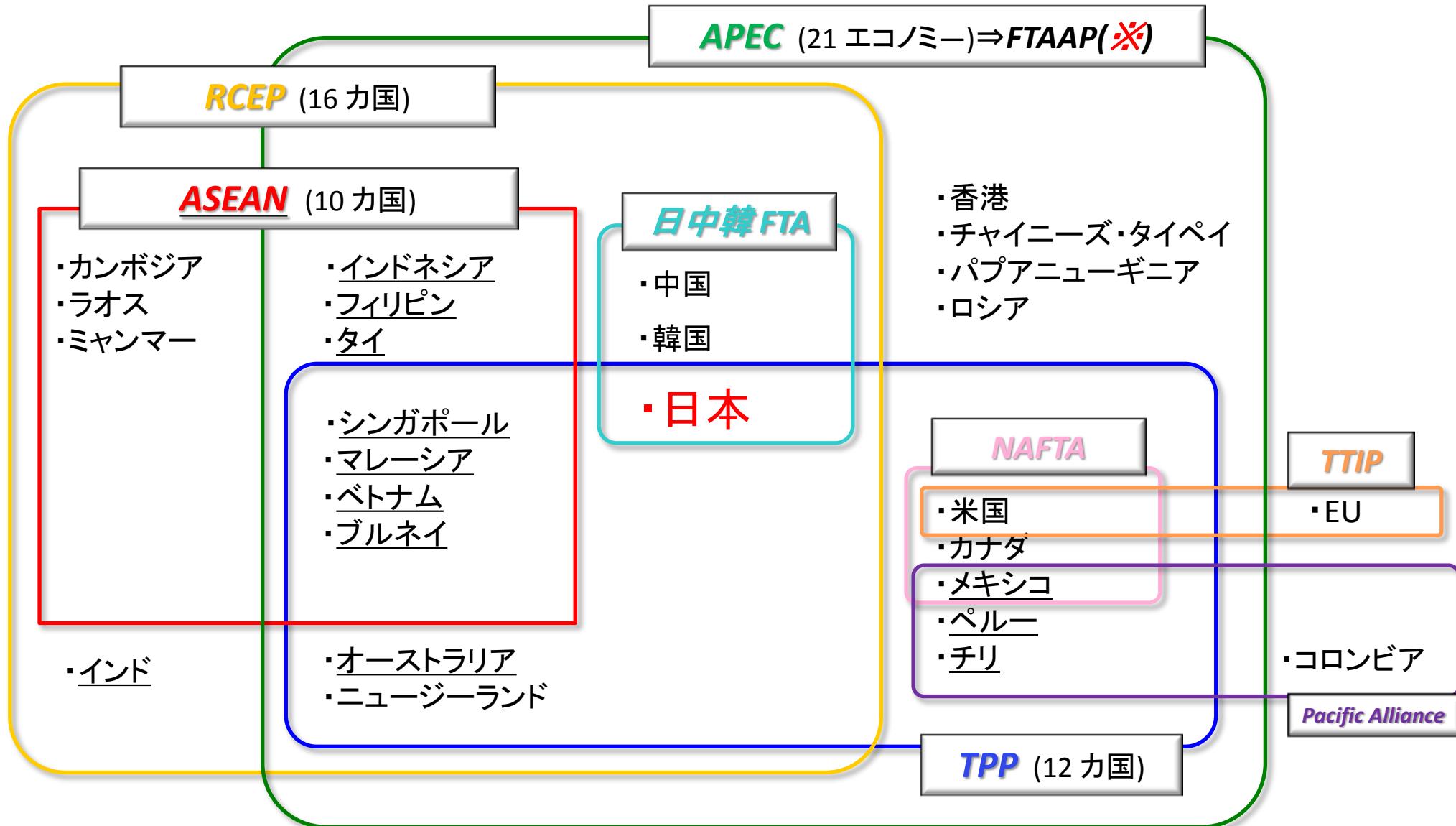
# 環太平洋パートナーシップ（TPP） 協定の概要について

平成28年3月  
大阪税関

## 目次

・ 経済連携の現状	3
・ 各国との交渉中EPAの進捗状況	4
・ TPP協定交渉の経緯	5
・ TPP協定の意義	6
・ TPP協定の効果	7
・ TPP交渉参加各国の関税撤廃率	8
・ 農林水産品の日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日)	9
・ TPPにおける農林水産物の関税の取扱い	10
・ 日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要	11
・ 相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率	12
・ TPP税関当局及び貿易円滑化の概要	13
・ TPP協定の概要	14
・ TPP協定の経済分析	15
・ TPPは成長戦略の重要な柱	18
・ 総合的なTPP関連政策大綱	19
・ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要	20

# 経済連携の現状



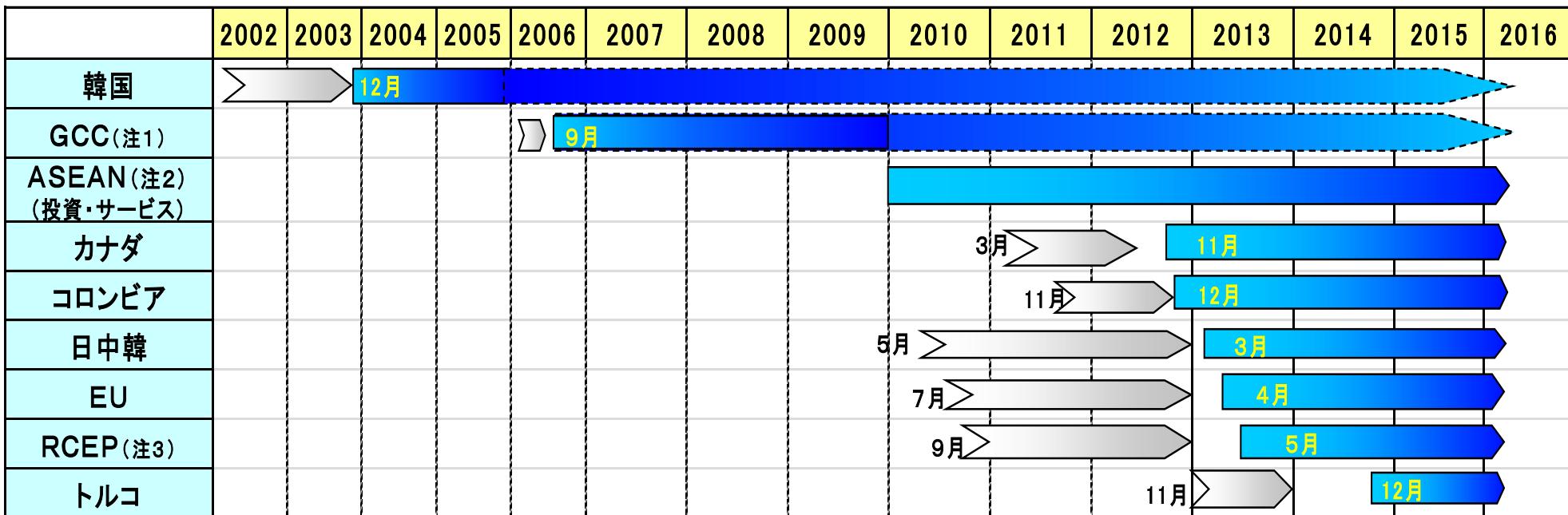
※FTAAPについて: 2014年11月APEC首脳宣言において実現に向けた共同研究の立ち上げが決定された。

注: 我が国とのEPA: 発効済

# 各国との交渉中EPAの進捗状況

(2016年2月時点)

：共同研究等  
：交渉



## ※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2015年 2月署名 (未発効)
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注4)	2016年 2月署名 (未発効)

(注1)GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計 6か国)：2009年以降、交渉延期

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計 16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ)：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

# TPP協定交渉の経緯

## 2010年

- 3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ(P4協定加盟4カ国)、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始  
10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

[内閣官房作成資料]

## 2011年

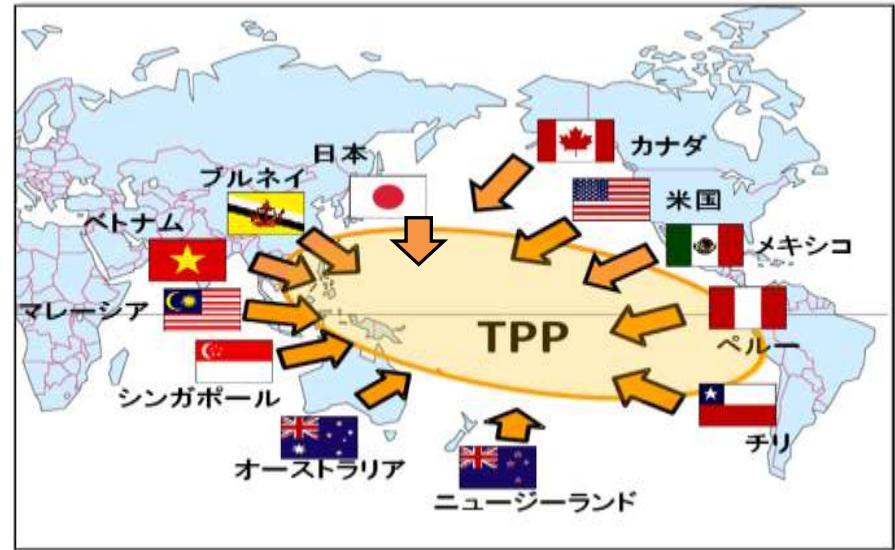
- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

## 2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

## 2013年

- 2月 日米首脳会談:日米の共同声明を発出  
安倍総理「交渉参加」表明  
3月 安倍総理「交渉参加」表明  
7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)  
8月 TPP閣僚会合(於:ブルネイ)  
10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:バリ)  
12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)



## 2014年

- 2月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)  
4月 日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)  
5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)  
10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)  
11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)



## 2015年

- 4月 日米閣僚協議(於:東京)  
日米首脳会談(於:ワシントン)  
7月 TPP閣僚会合(於:ハワイ)  
9月-10月 TPP閣僚会合(於:アトランタ)、大筋合意

# TPP協定の意義

[内閣官房作成資料]

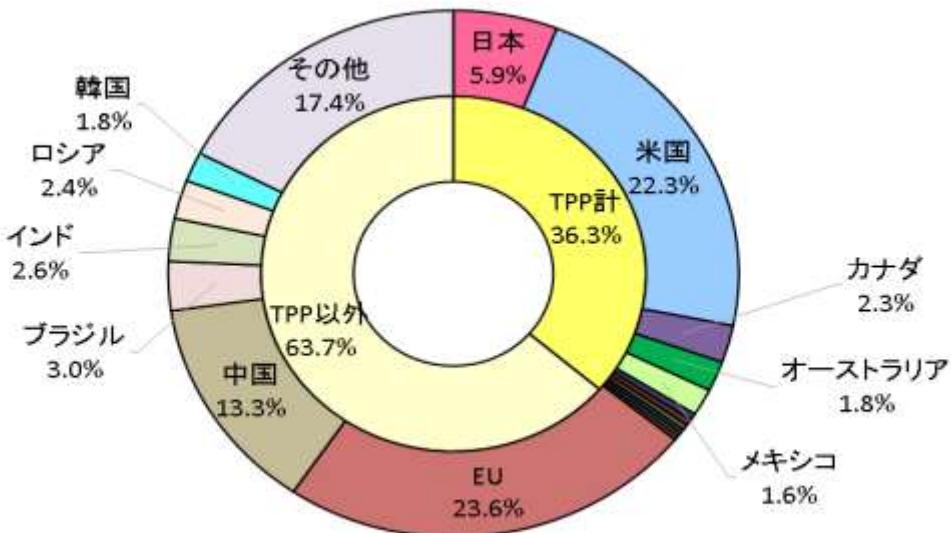
## <10月5日、アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意>

○21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。

○TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。

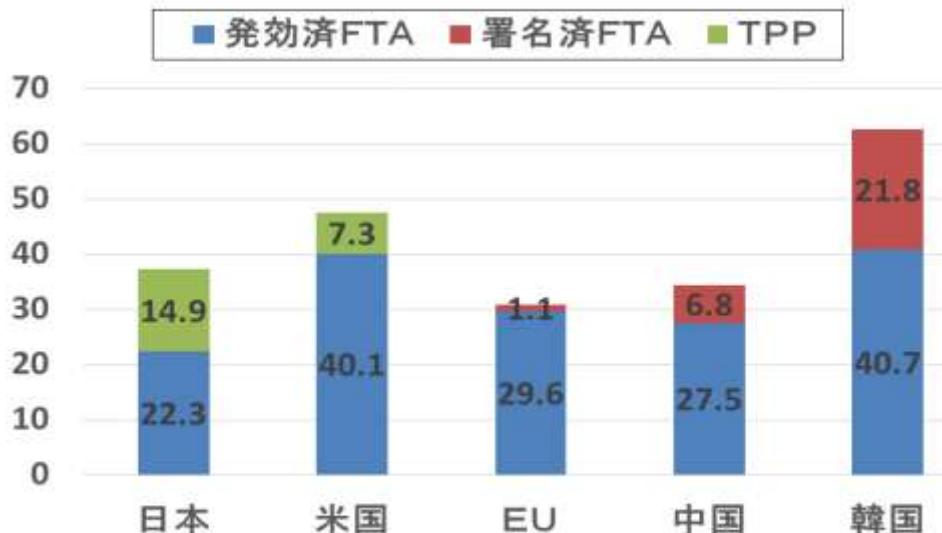
○物品関税だけではなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企业など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。  
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、  
米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

# TPP協定の効果

[内閣官房作成資料]

- 農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。
- 自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。
- サービス・投資等の分野で、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

## ＜投資＞

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

## ＜貿易円滑化＞

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

## ＜ビジネス関係者の一時的入国＞

- ・多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現

## ＜電子商取引＞

- ・デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。
- ・ソースコード(ソフトウェアの設計図)の移転、アクセス要求の禁止

## ＜知的財産＞

- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

- 原産地規則の完全累積制度の実現により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしての海外展開が可能。

# TPP交渉参加各国の関税撤廃率

[内閣官房作成資料]

国	我が国	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考)日本の直近のEPA(日豪EPA)における関税撤廃率:89%

(注)NZ、シンガポール、ブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

# 農林水産品※1の日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日)

[内閣官房作成資料]

	GDP※2 (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※3	2~11年目まで※4 撤廃	12年目以降撤 廃	非撤廃 (TRQ・削減等)
米国	16,663	2058	55.5%	37.8%	5.5%	1.2%
カナダ	1,839	1566	86.2%	7.9%	0.0%	5.9%
豪州	1,497	941	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1387	74.1%	17.2%	5.1%	3.6%
マレーシア	323	3324	96.7%	1.2%	1.7%	0.4%
シンガポール	302	1400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	1634	96.3%	3.2%	0.0%	0.5%
ペルー	202	1155	82.1%	11.9%	2.0%	4.0%
NZ	185	1287	97.7%	2.3%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1431	42.6%	52.3%	4.5%	0.6%
ブルネイ	18	1400	98.6%	1.4%	0.0%	0.0%
11カ国平均	-	-	84.5%	12.3%	1.7%	1.5%
(参考)日本	4,920	2328	51.3%	27.5%	2.2%	19.0%

※1:日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類(HS2007)において1~24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※2:2013年(出典:IMF)

※3:即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※4:我が国の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

# TPPにおける農林水産物の関税の取扱い

[内閣官房作成資料]

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9, 018	443	
うち農林水産物	2, 328	443	
うち関税撤廃したことがないもの	834	439	
うち重要5品目 〔米、麦、甘味資源作物、 乳製品、牛肉・豚肉〕	586	412	
うち重要5品目以外 〔特産畑作物、果樹・野菜、 鶏肉、林産物、水産物 等〕	248	27	雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1, 494	4	ひじき・わかめ

# 日本の輸出関心農林水產品目に関する大筋合意の概要

[内閣官房作成資料]

## ■ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得

### ■ 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得

➢ 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg(1～2%に相当、枠外税率26.4%):

- ・15年で枠外税率撤廃
- ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)(2014年の実績160トン)

➢ カナダ(現行26.5%):6年撤廃

➢ メキシコ(現行20～25%):10年撤廃

### ■ 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得

➢ ベトナム(現行11～15%):即時撤廃